

別紙2

羽村市立羽村西小学校長 様

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・その他の感染症による再登校報告書

1 児童・生徒名 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組 名前 \_\_\_\_\_

2 診断名 \_\_\_\_\_

3 診断年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

4 受診医療機関名 \_\_\_\_\_

5 登校の根拠 ※いずれかに○をお願いします

( ) 担当医の判断による

( ) 基準となる出席停止期間が終了したため（インフルエンザ、コロナ）

( ) 登校基準（裏面）を満たしたため（その他の感染症）

6 出席停止期間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日～ \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

保護者名 \_\_\_\_\_

**第一種、第二種、第三種の感染症**

	感染症名	登校基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において、伝染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において、伝染のおそれがないと認めるまで
	※その他の感染症	場合により、学校が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として取り扱うことがあります

※学校保健安全法 参照

**※その他の感染症と登校基準**

感染症名	感染経路	登校基準
感染性胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノ)	飛沫、接触、経口	下痢、嘔吐症状が軽減した後、全身状態の良いものは登校可能。
サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く) /カンビロバクター感染症	経口	下痢が軽減すれば登校可能。
マイコプラズマ感染症	飛沫、接触	症状が改善し、全身状態の良いものは登校可能。
インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症	飛沫、接触	発熱、咳等の症状が安定し、全身状態の良いものは登校可能。
溶連菌感染症 (主にA群溶血性レンサ球菌感染症)	飛沫、接触	適切な抗菌薬療法開始後24時間経過すれば、登校可能。
伝染性紅斑(りんご病)	飛沫	発しん期に感染力はないため、発しんのみで全身状態の良いものは登校可能。
RSウイルス感染症	飛沫、接触	発熱、咳等の症状が安定し、全身状態の良いものは登校可能。
EBウイルス感染症	飛沫	解熱し、全身状態が回復したものは登校可能。
単純ヘルペスウイルス感染症	接触	口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみであれば、マスク等をして登校可能。発熱や全身性の水疱がある場合は欠席して治療が望ましい。
带状疱疹	(飛沫)、接触	病変部が適切に被覆してあれば接触感染を防げるため登校可能。
手足口病	飛沫、接触、経口	本人の全身状態が安定している場合は登校可能。
ヘルパンギーナ	飛沫、接触、経口	全身状態が安定している場合は登校可能。
A型肝炎	接触、経口	発病初期を過ぎれば感染力は急速に消失するので、肝機能が正常になったものについては登校可能。
B型肝炎	接触	急性肝炎の急性期でない限り、登校可能。

※学校において予防すべき感染症の解説(令和5年度改訂)参照